

# Q&A

## 検察審査会法の改正について

**Q** 平成21年5月21日から裁判員裁判が始まり、国民が刑事司法に参加することとなります。検察審査会制度ではすでに国民が刑事司法に参加しているんですね。

**A** そうです。検察審査会制度は、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、検察官が被疑者を起訴しなかったことのよしあしを審査するもので、昭和23年に法律が施行され、今年で60年になります。

**Q** 60年も前から行われているんですね。ところで、検察審査会法について大きな改正があったと聞いたのですが。

**A** はい、平成16年と19年に大きな改正がありました。その中でも特に重要なのは起訴議決制度の導入です。

**Q** 起訴議決制度というのはどのようなものですか。

**A** 現在は、検察審査会が起訴するのが相当であるとの議決をしても、検察官はそれに拘束されませんので、検察官が起訴する必要がないと判断すれば不起訴となります。中には、検察官が再度不起訴とした事件について、検察審査会において改めて審査した上でなされた起訴するのが相当であるとの議決に対して検察官が再度不起訴としたケースもありました。しか

し、改正された法律では、検察審査会の起訴するのが相当であるとの議決に対して検察官が起訴をしない場合、検察審査会は再度審査を行ない、その結果、起訴をすべきとの議決（これを「起訴議決」といいます。）をしたときには被疑者は必ず起訴されることになります。

**Q** 起訴議決がされた場合は、誰が被疑者を起訴するのですか。

**A** 通常、被疑者を起訴するのは検察官ですが、検察審査会の起訴議決により被疑者を起訴するのは、裁判所から指定された弁護士（これを「指定弁護士」といいます。）です。指定弁護士は、検察官に代わって被疑者を起訴するだけではなく、その事件の裁判が終了するまで、通常であれば検察官が行う事務を検察官に代わって担当します。

**Q** 起訴議決制度の導入が重要な改正であることはよく分かりました。それ以外には、どのような改正があったのですか。

**A** 審査補助員制度の導入です。審査補助員は弁護士の中から選ばれ、検察審査会が必要と認めるときに依頼します。依頼があった場合には、審査補助員は審査会議に出席して法律の

解釈や事件の問題点等について法律専門家の立場からアドバイスを行います。ただし、検察官が不起訴とした事件の再審査を行う会議には必ず出席しなければならないこととなっています。

**Q** 改正された検察審査会法は、いつから施行されるのですか。

**A** 裁判員制度と同じく平成21年5月21日から施行されます。

### ～起訴議決制度の流れ～

#### 検察審査会の審査（第一段階）

- 審査補助員（弁護士）に委嘱して法的助言を得ることができる

起訴相当の議決  
(11人中8人以上の多数)

不起訴不当の議決  
(過半数)

不起訴相当の議決  
(過半数)

検察官が

- ・不起訴処分
- ・一定期間（原則3か月）内に起訴せず

#### 検察審査会の審査（第二段階）

- 審査補助員に委嘱して法的助言を得ることが必要

- 起訴すべき旨の議決をするためには検察官の意見聴取が必要

起訴すべき旨の議決

（起訴議決）

(11人中8人以上の多数)

起訴議決に至らなかった旨の議決

（左記以外の場合はすべて）

起訴